

別記様式

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

認定証番号	自動車運転代行業者の名称又は記号	主たる営業所が所在する市町村	処分年月日	処分内容	処分理由	根拠法令	処分を行った公安委員会
第240511号	夢元代行	酒田市	令和6年6月13日	指示処分	被処分業者は、令和6年3月1日に代行運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240543号	おさなぎ運転代行	東根市	令和6年6月27日	指示処分	被処分業者は、令和6年5月1日に代行運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240483号	ラビット代行者	鶴岡市	令和6年7月16日	指示処分	被処分業者は、令和5年12月22日に随伴用運転自動車を減車したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240543号	おさなぎ運転代行	東根市	令和6年12月16日	指示処分	被処分業者は、令和6年3月30日に代行運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240543号	おさなぎ運転代行	東根市	令和6年12月16日	指示処分	被処分業者は、令和6年11月8日に立入検査を実施した際に安全運転管理者の業務である業務従事者の酒気帯びの有無の確認を記録し保存していなかったことが判明したものの。	法第22条第1項	山形県
第240483号	ラビット代行者	鶴岡市	令和6年1月9日	営業停止 令和6年1月9日から令和6年1月19日までの10日間	被処分業者は、令和3年8月27日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、令和5年3月14日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受けたことから、営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項、令第5条第1項第2号	山形県
第240511号	夢元代行	酒田市	令和7年1月24日	指示処分	被処分業者は、令和6年8月5日に随伴用自動車の損害賠償責任保険の更新をしたにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったものである。	法第22条第1項	山形県

## 別記様式

## 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

認定証番号	自動車運転代行業者の名称又は記号	主たる営業所が所在する市町村	処分年月日	処分内容	処分理由	根拠法令	処分を行った公安委員会
第240543号	おさなぎ運転代行	東根市	令和7年1月30日	営業停止 令和7年1月30日から令和7年3月20日までの50日間	被処分業者は、令和5年7月28日に山形県知事から損害賠償措置を講ずる義務違反により指示、令和5年12月25日に山形県公安委員会から安全運転管理者の義務違反により指示、令和6年6月27日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示、令和6年12月16日山形県公安委員会から安全運転管理者の義務違反により指示、令和6年12月25日山形県知事から随伴用自動車標識表示義務違反により指示、令和6年12月25日山形県知事から帳簿等備付け義務違反により指示を受けたことから、営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条、令第5条第1項第2号	山形県
第240511号	夢元代行	酒田市	令和7年3月13日	営業停止 令和7年3月13日から令和7年3月21日までの9日間	被処分業者は、令和6年6月13日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、令和7年1月24日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受けたことから、営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項、令第5条第1項第2号	山形県
第240520号	ACT代行	山形市	令和8年2月24日	指示	被処分業者は、令和7年2月1日に随伴用自動車の損害賠償責任保険の更新をしたにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240543号	おさなぎ運転代行	村山市	令和8年2月24日	指示	被処分業者は、令和5年1月18日に代行運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240311号	有限会社寒河江みちのく運転代行社	寒河江市	令和8年2月24日	指示	被処分業者は、運転代行業務従事者の名簿その他その者による自動車の運転に関する帳簿又は書類の備え付け及び必要な事項に記載もれがあったもの。	法第22条第1項	山形県
第240489号	GOGO運転代行社	南陽市	令和8年2月24日	指示	被処分業者は、運転代行業務従事者の名簿その他その者による自動車の運転に関する帳簿又は書類の備え付け及び必要な事項に記載もれがあったもの。	法第22条第1項	山形県